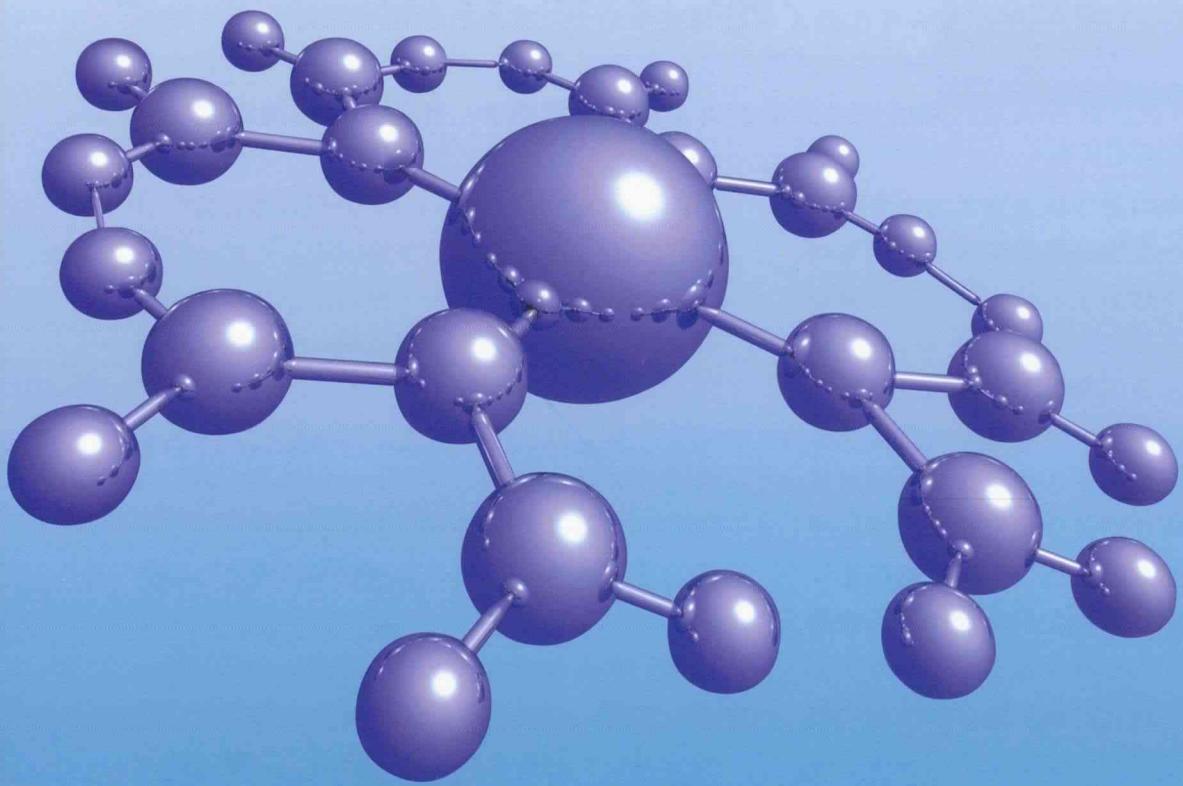


自治研究 かなかわ



2006

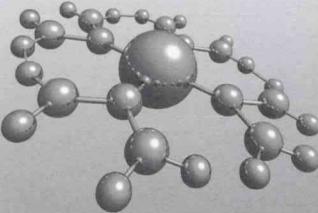
6

No.94

(通算158号)

- ◆ 藤沢市のごみ処理有料化の先取りについて
- ◆ 「行政改革推進法」・「市場化テスト法」が成立
—「官から民へ」を原則に行政の減量を目指す—
- ◆ 「小さな政府」論と規制改革
—社会の変化の中で問われる政府サービス—

自治研究月報



社団 法人 神奈川県地方自治研究センター

2006
6
No.94
(通算158号)

- ◆ 藤沢市のごみ処理有料化の先送りについて
- ◆ 「行政改革推進法」・「市場化テスト法」が成立
- ◆ 「小さな政府」論と規制改革
- ◆ 「官から民へ」を原則に行政の減量を目指す
- ◆ 藤沢市のごみ処理有料化の先送りについて



もくじ * * * CONTENTS

第42回地方自治研究神奈川集会「オープニング集会」

「小さな政府」論と規制改革

—社会の変化の中で問われる政府サービス—

財団法人地方自治総合研究所主任研究員 辻山 幸宣1

資料解説

「行政改革推進法」・「市場化テスト法」が成立

—「官から民へ」を原則に行政の減量を目指す—.....13

藤沢市のごみ処理有料化の先送りについて17

Topics・トピックス・とびっくす19

第 42 回地方自治研究神奈川集会
「オープニング集会」(2006 年 5 月 19 日)

「小さな政府」論と規制改革 —社会の変化の中で問われる政府サービス—

財団法人地方自治総合研究所 主任研究員 辻山 幸宣

2006 年 5 月 19 日に、神奈川県地域労働文化会館で第 42 回地方自治研究神奈川集会「オープニング集会」が開催された。辻山幸宣財団法人地方自治総合研究所主任研究員より『「小さな政府」論と規制改革—社会の変化の中で問われる政府サービス—』というテーマで記念講演を頂いた。以下、その講演をもとに辻山先生が加筆、修正されたものを掲載する。

1. はじめに—5 月 1 日の新聞記事から

日本は大きな政府かということについては、国民負担率や公務員数を見ても日本の政府が大きいといえるような兆しはないのである。かえって、OECD 諸国の中でも最も小さな政府に属する国であるということを押さえておきたい。こんなに小さな政府であるのに、どうして小さな政府論がうけているのかということがテーマである。

5 月 1 日の新聞に載っていた政府の行動についての記事を拾ってみてみたい。第 1 に、厚生労働省が民間病院と公立病院との統合を認めるようにすることを決め、政令を改正したことである。その結果、公立病院と民間病院のドッキングが行われる可能性が出てきたといえる。公立病院の経営破綻で廃院に追い込まれている現状への対処策なのだろうが、病院がなくなる心配をこれで解消できるのだろうか。民間化すれば、今度は採算割れの難病や感染症の患者たちが行き場をうしなうことになるかもしれない。

第 2 に、天声人語の欄において、鳥取県でコピー機を単年度契約でリースしていたものを特区制度をつかって複数年契約で実施したこと、5 億円浮いたということが書かれていた。これを国民が読んだときに 2 つのことを考える。まず、私たちの市民生活では、複数年契約で安くなるものは複数年でやる、ローンを組んで借金をした方が安いものはローンを組むというのが当たり前だ。この当たり前のことが自治体ではなぜ行われてこなかつたのかということである。膨大の数のコピー機が毎年単年度で契約されている事実を私は知らなかった。これを特区でやったということは、特区申請をしていない他の自治体では今も単年度契約をしているのであろうか。全国でいったい何百億円の金が無駄になっているのかということを国民は想像したに違いない。この記事は、おそらく片山知事の英断をたたえようと持ち上げ記事で書かれたのかもしれないが、読んだ市民達は政府というのはこんな無駄な経営をしているのかという印象を持ったはずである。

第3に、釧路川をまっすぐにして25年たつが、次第に釧路湿原が乾いてきており、その理由が治水対策のために河川をまっすぐにしてしまったためであることから、国土交通省が元に戻そうと川を蛇行させる工事費を計上したという記事である。まっすぐにするときに5億円かかり、元に戻すのに10億円かかるのである。湿原の土地を購入し保護するNPO「トラストサルン釧路」は、「議論が不十分」として反対している。湿原を元に戻すには、川岸の土盛りを取り除くことで自然に蛇行化することを主張。巷では、「公共事業が飽和化して、自然工法でやり直す以外に仕事がつくれないからだ」などの憶測がきかれる。ほかにも直線化した河川を蛇行させるという計画があり、全部で18河川にのぼるということである。

第4に、米軍再編の最終報告がまとめたという記事である。これは、誰もが知っている日本側の負担金が3兆円にのぼるという話である。これは俗に言う「真水の3兆円」ではなく、融資を含めてであるが、少なくとも国民に対する説明はあまりない。もちろん決定したといつても、法案は通っていないため、先々の話であるが、国民にはあまり相談せずに、とりあえずアメリカとだけ決めたということである。

第5に、水俣病から50周年という記事である。申請が23,000人いたにもかかわらず、認定者は2,200人だけであった。しかも1,573人がこの間に亡くなつたということである。市民達はこの国の政府と地域で公害病に苦しんでいる人々との2つの像を並べながら、政府というものにどんな印象をもつたであろうか。ちょうど同じ日に広島の原爆被爆者の認定が誤りであるという判決が出た。爆心地から2km離れたところで被爆した原爆病の方がずっと認定を受けられなくて裁判に及んでいたが、裁判所はこの認定基準は誤りである

という判決を出した。これもまた、国は本当に難儀をしている国民を救う存在ではないのかという印象を持ったのではないか。

第6に、耐震偽装再発をどう防ぐかという記事で、これは識者による対論であった。そこでは、市場というのは放っておけば何をするか分からないのであるから、今のように「市場に任せれば安心だ」、「市場は決してでたらめをしない」という性善説で法律を作り、民間に任せてきたのが間違いなのだから、性悪説で組み直せという意見が主流であった。同じことがおそらく、例えば公共サービスを民間に委託する、あるいは指定管理者に委ねるというときに、民間は何をするか分からぬというかたちでこれを規制する方向に向かうのか、それとも市民社会と公共部門とがお互いに牽制しながらガバナンスしていくのか、という分かれ道にいる気がする。今国会でやられている改正法案の建築士法と建築基準法の改正によって、罰則を強めるということが中心になっており、また建築士の資格を更新させ、そのときにチェックをかけようということが考えられている。この問題は、民間に建築確認を任せた政府は、いったい国民に良質な建築サービスをどう保障しようとしていたのかを問うている。

このように、政府の行為は有効か、あるいは政府の存在は生活している人間達にとって意味があるのかという問い合わせがなされなければならないのである。しかし、今問われているのは、「政府は大きい」、「公務員の給料が高い」、「公務員の数が多い」、それよりなにより「公務員は税金でぬくぬくしている」というように組み立てられる中で、「小さな政府」論は先に述べたように政府の機能がどうかということとは別に、とにかく世論で包囲しておいて数を減らす方向に向かってきたのである。これに対してどのように対抗軸をつくつていけばよいのであろうか。おそらく私は、

前述した記事に載っていたような出来事に政府公共部門がひとつひとつ丁寧に答えることができる状態にならなければ、世論に包囲されていて何をやっても信用されないとなる可能性があると考える。

私のふるさとは、北海道のかた田舎であり、人口は7,000人、今回の合併劇でもついに相手に恵まれず合併をし損なったと本人達は言っている。この町に30年ほど前に、私が生まれた頃からあった古い役場に変わって新しい役場ができたが、鉄筋4階建ての立派な庁舎ができてお祝いをした。その当時は「立派な役場ができる良かった」、「これからこの町も発展していくだろう」と祝い合ったはずであるが、現在ではその町で一番最高層で立派な建物が役場であり、これでいいのだろうかと思ったりもする。順調なときにはいいが、住民生活がだんだんと暗くなってくると、あの4階建てのビルにこうこうと明かりがついているのさえ憎らしく思えるというのが住民感情である。そのところが、これまで役所は役所だと割り切り、公務員労働者は「役人じゃない労働者だ」といつて逃れてきた側面があるのでないかという気がしてならない。

相当な努力をしなければ住民と対等な会話をできる状態にはなかなかならない。また住民の側がねたみでと羨望で公務員を見ているという現状は、相当広がっているということ



講演の様子

を押さえておかなければならない。そのときに、公務員の側が「俺たちは何も悪いことはしていない」というように開き直っても会話にならないのであり、「このまちをどうしようか」というために、私たちは日々汗を流している」ということを立証してみせるしかないのである。

2. 政府改革が求められる時代背景

(1) 「政府の時代」を支えた政治・行政

どうして自治体がこんな窮地に追い込まれたのかということを考えてみると、地方自治の研究をしている部門にも大きな責任があるかもしれない。今年の秋の自治総研セミナーでは、私自身が講演に立とうと思っているが、第二次臨調から分権改革にかけて、私たちは分権という神話にすがりついてきたのではないかということを感じている。そのことが、分権という名で地域の格差が広がり、下手をすると人々の所得の格差にまで及んでいるというこの状態が、分権という言葉と無縁ではないかもしれないという問題意識を持っており、この数十年間を見直してみようと考えている。例えば、戦後40年間くらいの生活を振り返ってみると、私たちの個人的な生活も地域での人々のくらしも、公務員も自治体も比較的安定してやってこれた時期であるといえる。これを北海道大学の山口二郎教授は、「戦後型再分配政治」といっている。

「戦後型再分配政治」というのは、自民党政権が長く続いた秘訣でもあるのだが、要するに中央の政府がたくさんの資源を持っていて、日本中の人々の要求を亀井氏や綿貫氏などに代表される地元利益を代弁する政治家を通して配分されてきたのである。選挙の時に、「私はこのまちに新幹線を持っています」、「私はこの川に橋を架けます」というようにして、選挙区を勝ち抜き、国会に上がってき

て政党の政調会の部会で、予算ぶんどりというかたちで地域に還元していったというやられたある。そのためには、原資が必要であるため、高い成長率を維持するということが政策目標に掲げられていた。このように、どの地域の人も、どんな境遇の人も落ち込まずに日本中の人人が生きていけるように政府が手を打ち、政府の力で人々を引っ張って幸せにしてみせるという時代を「政府の時代」と呼ぶことにしよう。これが 1980 年代に入るときに、その役割を終えなければならなかつたことがひとつあり、その最終的な息の根を止めたのは、去年の 9. 11 総選挙であった。

9. 11 選挙では、地元利益を背負って国会に出てくるような自民党議員はいらないと小泉首相ははつきりと言った。これから自民党は、党のマニフェストに従って選挙をしてくれる候補者でなければいらないと公認しなかつた。そして刺客を送り込んで、敗北に陥れていったのである。したがって、自民党政調会の中で全国のさまざまな利益が実現していくというシステムは壊れたといえる。

政調会部会で福祉は福祉、道路は道路、教育は教育、障害者は障害者、年金は年金というようにそれぞれの議員を抱えて予算を獲得してきたやり方をやめ、その分を経済財政諮問会議で一括して決めるというやり方が現在行われている。その担当大臣である与謝野経済財政相と二階経済産業相が、自民党の中川政調会長に対して、政策についてまず自民党で練ってくれというように話を持ちかけたということが 5 月 16 日の新聞に載っていた。これは、戦後型再分配政治に戻るということなのかどうか、もしくは単に与謝野大臣がポスト小泉を目指すということから自民党との関係をよくしておこうと考えたかはわからない。今せめぎ合いになっているのは、幅広くなつたこの利害、あるいはひとりひとりのニーズをどこですくい上げて、誰が予算の方向

付けを行うかという場が欠けているといえる。それは、戦後の再分配政治システムをたたきつぶしたから当然なのだが、経済財政諮問会議の独裁的な姿をみるにつけ、小泉憲しのために「やっぱり前の政調会でやつた方がいいじゃないか」という声も聞こえる。特に、地方からは今の政策決定では到底地方の声は入れられず、どんどん切り捨てられているため、昔のように地域代表の代議士達にもっと働いてもらいたいと考えているふしもある。

(2) 戦後型政治の功罪と曲がり角認識

かつてのシステムに戻ればうまくいくのかという問題もあるが、その前に戦後型の再分配システムには影の部分があったのだということを押さえておく必要がある。ひとつは、そのために世界一の借金大国になったことである。つまり、全国から「あれをやって欲しい」、「これもやって欲しい」という要求を引き受けた代議士達が集まってきて予算を決めるので、お金がないということは理由にならない。選挙区に帰って「お金がないので公約は果たせない」とはいえないでの、借金をして予算配分してきたのである。それが、1980 年代の赤字公債発行から今日までで 300 兆円になっている。その他の国債地方債の残高を入れて 770 兆円となっている。

もうひとつは、結局のところ効果が一番出たのは、公共土木事業を地域に持っていくということであったので、どんどん公共事業に予算を貼り付けていったことである。その結果、農業をやっていた家の奥さんが、公共事業の日傭人になって働くことになり、不況の時にはお父さんも働きに出て、ついに農業をやめて土建の労働者になっていくというかたちで、日本のほとんどの人々が勤労者という形に変わっていった。このような人々は生活のために来年も公共事業が来ることを望むため、どうしても政権党に投票するという循

環が生まれたのである。その背景で何が失われたかというと、第1次産業である。海や田んぼや林がどんどんと荒廃していったのである。今はそれに気がついて、公共事業を毎年15%ずつ減らしていき、当時の半分くらいまで減っているが、かといって海や田んぼに戻ってみても、荒廃していてとても生産にはおぼつかないという状況になってしまっている。

そして、第3の影の部分は、決定の囲い込みである。政府の時代は、政府公共部門が何でも面倒を見ることができたため、決定するにあたって、「これは必要ですか、不要ですか」という相談なしに決定がされ、次々に予算が貼り付けられるという、決定の独善ということが起きたのである。そうすると、人々が何を求めているかということをこまめに積み上げていく政策決定ではなく、そのように決定された公共政策が人々にとってありがたいものであるはずがないのである。公共政策はどんどんと供給されていくのであるが、どこかでありがたみが違う、人々がほしいものとは違うサービスが増えているのである。私はこれを、「政府効用の低下」と捉えている。このことが、市民の側から今の政府のやり方ではだめだという政府改革の要望が出てくるひとつ要素となっているのではないかと思われる。

3. 政府改革のメニューと方法

このようにして、戦後の安定した時代に終

わりを告げようとしているが、その根本は何かというと、「政府効用の低下」ということが非常に重要である。それをもたらした理由は、決定の囲い込みだけではなく、現実に人々にいきわたる政策財源がなくなっているということである。細かい手当てのできる財政資源がどんどんと枯渇して、その上高速道路や空港などに公共投資が行われるというように投資先が変わってきた。そもそも金がないということである。この政府の時代が終わりを告げつつあるという危機感から、一気にこの国は政府改革を推し進めてきた。

(1) 省庁再編－1府12省庁体制

省庁再編については、もう忘れかけているが、2000年くらいであったと思う。1府12省庁体制であるが、その事実さえも忘れている。省庁の名前が変わったことくらいはわかるが、それによってこの国がどう変わったのか、中央政府だけではなく地方自治にとって何か変化があったのか、国民生活はどうなのかということを考えるとよくわからない。部課長の数が減ったというのはあるらしいが、部課長待遇ポストは依然としてあるようである。省庁がいっせいに引越しをした際に、およそ400億円かかったといわれるが、これを請け負った日通が儲かったくらいで、何をやったかよくわからないのである。政府部门の危機は省庁再編でどう乗り越えられたのだろうか。



(2) 地方分権改革

地方分権改革もなんだってであろうか問い合わせしたい。地方分権改革を鳴り物入りでやって、分権型社会を創造する、自己決定、自己責任ということをうたっていたが、何のために自己決定が必要だったのだろうか。それは、たぶんきちっとした手触りのある政策決定、サービスを自分たちで決めた方がよいということだったと思う。今は、財政が厳しいのも職員を抱えすぎてしまっているのも、すべて自己決定、自己責任というように地方分権が使われている。地方の財源が少ないといわれているが、「それは地方分権の時代なのだから、自分たちでなんとかがんばってもらいたい」ということになる。

実は、地方分権改革が今の新自由主義的な方向を含んでいたかどうかということを実証してみようと思っているが、改革の青写真は西尾勝先生、神野直彦先生、大森彌先生など大先輩が描いたので、立場的には苦しいものがある。しかし、後出しといわれるかもしれない分権改革の中にこのような民間開放や新自由主義的な、あるいは自己努力で生きていくというような思想が含まれていたのかどうかを、もう一度見直すということには意義があると思う。ひとつだけはっきりしていることは、分権推進委員会の第1次答申で述べられた言葉で、「地域格差というのはもうよそう、これからは地域の個性と呼ぼう」という一段落があった。これは、まさしく自助努力で生きていく社会を展望したものと思う。今日の「選択と集中」につながる標語の出発点である。

つまり、地方分権改革をやって実際はどのように変わったかというと、現象的に言えるのは、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営などすべて自治体の経営合理化についてであり、自治体はたくさんの課題を抱えてしまっていると思ってならない。地方分権で本

当に小さなデモクラシーを充実させることになったのであろうか。自治体の取り組みはどのような分権型社会を生み出したのかということを検証しなければならない。

(3) 市町村合併

私は、「市町村合併が、分権改革に取り組もうとした自治体の努力さえも押し流した」と批判している。この市町村合併についての旧自治省の事務次官通達が出たのは、1999年8月6日である。その1ヶ月前に私は国会に呼ばれて、地方分権一括法の参考人として供述をしており、それが通ったのが8日である。地方分権一括法が成立して、通達行政はやめる、機関委任事務もやめるということを決めたはずなのに、一ヶ月もしないうちに事務次官通達が出て、全国を合併に持っていくぞというように都道府県に指示を出したのである。そして、1,820の市町村になった。

この間、市町村合併に関して法定協議会にかかわったことがある自治体はいくつあるかということを調べたら、2,470であった。任意協議会などを含めると、ほとんどの市町村がこの5年間に市町村合併にかかわってきたのであり、分権どころではなかったのである。私は、このやり方は、非常に大きな政策的ミスであったと思っている。やってみたところ市町村数は減ったが、市町村合併は何だったのであろうか。狙いは何であったかもよくわからない。共同通信の調査によると、このままでは財政的に限界が来るという市町村長が一番多かったが、合併をしてみたら財政的な見通しが立ったかというと、全然立っていないのである。

総務省もなんだかといわれるのがいやだったからであろうか、「市町村の合併に関する研究会」というものをつくり、「市町村合併の効果」という報告書を出した。その報告書では、市町村合併の効果は、10年後に約1.8兆

円削減できるといつてはいる。その中身は、三分の一が人件費であり、5,400 億円、人数で12万7千人浮くとしている。つまり、市町村合併の効果というのはそういうことかというように自ら白状したようなものである。総務省は、この557団体による効果で力を得て、第2次合併を進めて市町村数が1,000を割ることになると、3兆円が浮くということを考えようである。

しかし、市町村の将来に何か住民と一緒に抱くことができるような希望が生まれたのであろうか、夢が芽生えたのであろうか。市町村合併で夢を育んだという話はあまり聞かない。

(4) 自治体業務の民間開放

なぜどこの自治体も指定管理者制度をやっているのであろうとふと考えた。地方自治法の「公の施設」についての条文を、これまでの管理委託の制度から指定管理の制度に変えるというように、「公の施設」の管理の方法の種類を変えたのである。しかし、世情一般では、今年の9月までに指定管理の制度にするか直営にするか選択しなければならないとみんなが受け取っており、どこの自治体でもやっている。しかし、分権改革を実施したので、地方自治法で指定管理者にするか直営するかのどちらかに決めると義務付けることができるはずがないのである。その証拠に、いわゆる民事上の委託で業務委託をして指定管理者制度に乗らないでいたら、地方自治法違反で処分されるのであろうか。どうも自治体では、そのように何の疑いもなくやらねばという強迫観念のように、「官制市場の民間開放をやらねばならない」と思いこむ癖がついているような気がしてならない。

(5) 三位一体の改革

今回の三位一体の改革で税源移譲の額が約

3兆円に決定された。これは、個人住民税所得割で地方税として取ってくださいということが約束事になっている。この国会に地方税法の改正案が出て、その中で個人住民税所得割の条文では、所得割を定めてとり、その比率は一とするとされている。つまり、自治体が個人住民税所得割の課税をするときに地方税法でたった一つの税率以外は使ってはならないということである。「変だよ今」という感じがするのである。それにもかかわらず、そのように物事が進んでいくのは、どこかで政府や自治体、とりわけ自治体はこれまでのようにはいかないから、絶対改革しなければならないという呪文のようなものが唱えられてきていて、何か出されるとそっちの方向に対応してしまうということが繰り返し行われているのではなかろうか。

このようにして、現在市民を取り巻く環境、職場の環境が変わってきている。特に市民を取り巻く環境で言うと、増税、定率減税半額分の廃止などがある。問題は、配偶者控除をやめられるかどうかである。自民党税調は、配偶者控除を辞めるといっているが、女性団体はたぶん賛成であると思われる。つまり、専業主婦であると税金を払わなくていいという、大変すばらしい日本型の税制であって、それに特別配偶者控除の38万円まで乗せたので、女性は働きに出るなといっているような法律なのである。これが、日本の家庭内社会サービスを支えてきたわけであるが、これを放棄してまで政府はやめられるのであろうか。

いずれにしても、増税が国民の目の前にどんどんと用意されている。国民が怒るのは当然である。三位一体の改革でも前は国税でとっていた3兆円を今度は地方税で取るといっている。地方税は上がり、その分国税を減らすということで、国は減税してくれるのに、自治体は増税するのかという市民が出てくる

可能性がある。今、県、市町村あわせて 5% の所得割でとっている税率を一本の税率 10% にすると、率は倍になる。住民たちに苦難を強いるのは国ではなく自治体であるという構図が進行している。それ自体が分権の目的であったのかもしれない。つまり、払ってもらった税金については、責任を持って行政をするという自治体になりましょうというのが、まさに分権型の理想なのである。しかし、今日のようにあまりにも多くの方針を中央で決定して国民に苦難を与え、その挙句に自治体で税金を取れというのは少々ひどくないかというように思う。

4. 変化する社会と政府

(1) 公的責任と自己責任—2 分論の限界

私たちは、自分の力で生きていく部分については、なるべくお上の世話にならずに生きていこうとしている。たとえば、腹が減ったらご飯を買ってきておかずを作つて食べるのである。それはすべて、自己責任、私的領域の話である。腹が減ったからなんとかしろと役所の窓口に行つたら追い返される。しかし、似たようなことが起きているのである。

たとえば、病気になって入院すると給食費がとられることである。以前は、入院すると給食費もベット代も無料であったものが、保険財政がきつくなつたからといって、家にいても食事は自分でするのだから患者が病院の給食費を払いなさい、ただで寝かせているわけにいかないから住居費をとるというようになった。病院はホテルであろうか。

このようにして、次第に人々の負担が重くなり、また今回後期高齢者医療保険ができると、75 歳以上の老人たちから自己負担を取ることになった。これまで 0 だったのに 2 割を取ることになり、現役世代と似たような所得がある人からは 3 割取ることになる。今想定

されているのは、一人暮らしの老人たちが腹痛を起こしたときすぐに救急車を呼んで、病院にいくことは我慢しようとした結果、部屋で死んでいく可能性も否定できない。

そのような制度が次々に出てきて、俗に言う苦難を背負う人々や格差社会の中で底辺にあえぐ人は、霞ヶ関に滞留するのではなく、それぞれの地方の都市に滞留する癖がある。コンビニで捨てられる賞味期限切れ弁当を食べたり、「ホームレス」にとっては銀座の朝のポリバケツの中身を集めるというように、都市にそのような人々が集まるのである。その都市を預かっているのは霞ヶ関ではなく、自治体なのである。そして、今のところ自治体は、「それは私たちが決めたことではない」といっている。しかし、やがて彼らは自治体に向かってくるであろう。

大阪の「ホームレス」の人たちが、テント暮らしをしている公園を住所として住所登録をしたいと裁判所に申し出て、公園が住所でもよいと認められた。現在、大阪市の区役所は、住民票を受け取ってくれと申請する人が相次いで訪れ苦慮している。大阪市としては住民票を受け取ったとたんに、社会保障給付、健康保険などを全部やらなければならないので、できるだけ正式の住所がある人は認めたくないと大変なせめぎあいになっている。しかも、社会に労働者を放り出したのは大阪市政のせいではない。会社を放り出されたらあとは自己責任で通す社会をつくるのか、新しい課題にとまどうのは大阪市だけではあるまい。

(2) 日本型福祉システムの崩壊（グローバリゼーションの中の企業）

女性達が社会サービスの大半を家庭内で担ってきたと述べたが、日本の戦後型の比較的安定した政治を支え切れたもう一つの理由は、企業のあり方である。これは、夫が働きに出

て家族の暮らしを支えるというやり方であり、そしてそれに企業もタイアップして、夫の働きがどうであろうが、家族手当を付け、子どもが成長していくのに合わせて定期昇給と年功序列を取り入れて給料が増える仕組みを作ったことである。春闘によるベースアップもあった。

また、子どもが育ち上がるまで安心できるように終身雇用制も敷いたのである。そして、家族の健康を支えるために、従業員達と企業の互助で、企業の健康保険組合を作ってリスクに対応することとした。このようなシステムがあつて多くの社会保障給付を政府はしなくてすんだのである。女性が家庭で子育てをし、年寄りを介護するというように、社会サービスが家庭内で賄われていたのである。つまり、女性を働きに出させないということは、立派な政策目的に合致したやり方だったのである。そこで、配偶者控除や厚生年金における第3号被保険者制度（サラリーマンの妻は自分では厚生年金で支払わず、世帯として払うというやり方）が作られた。しかし、グローバリゼーションへの対応に呻吟した日本企業は、アメリカ型の雇用へと移行することで企業負担を軽減することを選択した。年功賃金や能率給にして、家族の生計に関わらない給与に変えていった。人々は「能力主義」としてこれを受け入れた。そして一方で女性の社会進出が進み社会サービスの担い手を家庭に求める構造が崩壊し、これらの手立てが政府や市民社会にのしかかってきたのである。

その結果、2000年に介護保険制度を施行し、介護を家庭内から政府と社会の役割にしようと組み立てなおした。

また、終身雇用については、結局ものづくりの国家にとっては熟練ということが非常に高い商品価値をもっていたため、熟練度を積んできた社員をやめさせたくないということがこれまでの日本型システムであったと言

われている。しかし、現在はポスト工業社会というところに直面していて、ものをつくる必要がない。一般には知識社会・サービス社会と言われている。このような時代になると、長らく働いてもらう必要がないため、できるだけ早くやめてもらいたい、社員は若くて効率がよい社員がよいというように変わってきたため、どんどんとクビにことができるようになった。この人達は、今青テントや公園で暮らしながらハローワークに通っているのである。

(3) 社会の変化への行政の対応

そして、その子ども達も会社に入ってはみたものの、なかなか長続きしない、そして退出を一回経験するともう二度と働きに行かない人たち、俗に言うニートが出てきている。ニートをなんとか社会に送りだそうという運動をしている人たちが、やっとある小売商店で引き受けてくれるということで、そこに就職させたそうだが、1週間もしないうちに元のグループに戻ってきたそうである。その店主が言うには、なかなかよく働いてはくれるが、ひとつだけ難点があるという。それはお客様が来たときに「いらっしゃい」と言うことは教えたが、それを微笑みをもって言うということがなかなかできない。そのニートがいうには、「なぜ、友達でもないのにこつとしなければならないのか」と言ったそうである。これは大変深刻な問題であり、今の子ども達が直面しているコミュニケーションに対する怖じ気というものがあつてなかなかうまくいかない。そうすると、ハローワークやヤング・ジョブ・スポットをつくるなどさまざまな手立てをしてマッチングしようと努力をしているが、政府のハローワークだけでは「人にありがとうというときには微笑むのだよ」ということは教えてくれないのである。それに対しては、市民社会の中でNPOと一緒に

緒になって活動したり、農業体験をしながら少しづつ獲得していくことが考えられてはいる。つまり、政府だけでは対応できないというような事態が発生しており、現在 NPO との提携によるプラットホームづくりが進んでいるようだが、NPO もたたずみながらというような状況だという。

前述した後期高齢者にまで医療費の自己負担を強いるような改革を控えていて、実は大変な苦難を背負っている人たちは、私たちの身の回り、そして自治体の区域の中、しかも多くの場合、役所に近いところにたむろするという傾向がある。例えば大阪市役所の周り、東京都庁の近くの新宿中央公園などがある。

これらのことは、自治体が現実と対面しながら政策化していかなければならないのか。しかし、そこで自治体が何かをやろうと考えたときに、どこから原資を稼いでくれればよいのであろうか。もし、企業や制度の冷たい仕打ちで苦難を強いられている人たちを地方政府が救おうということを合意したならば原資が必要である。そのために、もしかすると他のコストを削減する必要がある。それを職員削減、規制改革、アウトソーシングで稼ぎだそうとしているように見えるが、自治体はそんなことは少しも考えていない。国が国の制度で放り出した人々を自治体が救っていたらきりがないのである。かといって、入院の手当中から給食費やベッド代を外したり、後期高齢者から自己負担をとるという動きに対して、自治体が一丸となって「それでは人々はやっていけなくなる」、「私たちの周りに不幸な人を生み出すような政策はやめてくれ」という運動をしたであろうか。それもしていないのである。ただ、そのように降ってくるものを良いものであれ、悪いものであれ、今まで少しぐらい悪いものが混ざっていても金が降ってくれればよい、ということで地方財政を充実させることであれば何でもやるとい

うようにやってきたはずである。社会の中で困窮を極めている人に直面して、見て見ぬふりをするやり方でずっといけるかということを考えていかなければならない。そして、そのような自治体の対処の仕方が地方分権という考え方の中に内在していなかったということを私自身も少し考えて、地方分権とは何であったかを検証してみる必要がある。

大阪大学の小野善康教授が「地方分権も所得の高い都市部の住民には都合がいい」、「つまり構造改革は勝ち組の利益誘導なのである」と述べており、地方分権も人々が描くように幸せだけを運んでくる青い鳥ではないのだということを見抜いている。

こう考えたときに、そうではない、地方分権改革が行われたからこんなに今良くなっているのだということを私たちが証明できるかもまた課題である。

5. 規制改革がもたらすもの

建築確認の民間開放あれ、指定管理者で民間に公の施設の管理を委ねるのであれ、事務事業を民間委託するなど方法は何であれ、問題はそこでどうやって止めるかという議論ではない。公務員は、このような運動をずっとやってきたし、これからも必要であろうが、私たち公務員を経験したことがない人間から見れば、行った先でちゃんとしたサービスが維持できるであろうかということが勝負なのである。受け取る側からすれば、公務員が供給するサービスであっても NPO や民間企業が供給するサービスであっても、私たちの思いが伝わって供給されるサービスであればよいのである。したがって、問題なのは建築確認業務のように、民間に出したところが基準の半分に満たないものを暮らしのためだといって作り、金もうけをするというような、市場のガバナンスの失敗が起きており、そのよ

うな事態はどう制御され回避されるのであろうか。そして、その責任は誰が負うのであろうか。

普通の市場では企業がでたらめなことをしたら、消費者がそれを是正するという前提に立っており、害のあるものを売ってそれを食べてしまい病気になったら、告発してそれを売らせないというようにして自動調節機能が働くことになる。しかし、建設の業界では特殊な要素があり、情報の非対象性といわれるよう、その商品情報を消費者が十分に理解し、判断して家を買おうということにはならないのである。同様の問題は、コンピューターや化学薬品を含んだような薬品のように、一般の消費者市民には理解できない情報を含んだ商品が市場に出てきたときに生じることが予想される。そのときに、私たちは誠実な市場であって欲しいと願っているが、それが崩れたときには大変な被害を被ることになるため、モニタリング、監視が必要であり、それは公共機関によって行われる必要があると考えている。

この公共機関は、政府機関、自治体、専門性を持った NPO の様な機関でも良いが、どうしても監視のためのコストが高くつくのである。同じことを保育の民間委託、指定管理者制度に出したときに、子ども達が何かつらい思いをしていないか、長いスパンで見て、そのような保育の仕方で子どもの発達保障がされるのかというモニタリングが欠かせないのである。モニタリングができないのであれば、公務員がサービスをする方がベターである。なぜならば、公務員には一応ひとつの法的な枠組みがあることと、公務員だから金儲けをするわけにいかないというちょっとした心理が働くからである。

例えば、日本の郵便事業が世界一信頼されているということにも通じており、国民の心情は「どっちにやって欲しいか」と聞くと「公

務員にやって欲しい」というのがまだ圧倒的である。親は日頃家庭生活の中で公務員は一体何をやっているのかとののしっているかもしれないが、親に聞く子どもの進路調査では公務員になって欲しいと答えている。この割り切れない世界の中で、実は日本の公共サービスの質が維持されてきたと思っている。

したがって、規制改革への対応ということでいえば、出した後どうするかという確約と設計なしに出すことだけは阻止してもらいたい。それが、ちゃんととれないのであれば、これまで通り公務員にやらせるということが選択肢である。

6. おわりにー自治研の課題

自治労の組合員は「役人ではない、労働者だ」と述べることが多かったが、今のように政府が「無駄をやっているじゃないか」、「役に立っていないじゃないか」、「給料が高すぎるじゃないか」と批判されたときに、「自分たちは労働者であるから自分たちが決めたわけではない」ということでは説得力がなくなってきた。それはなぜかというと、住民ひとりひとりひとりの目はそれを決定した人に向けられているのではなくて、給料を受け取っている、あるいは行政サービスを供給している個々人に向けられているからである。

「私は役人じゃない」ということはもっともあるが、ひとつの提案として、労働者として民間の労働者とも共闘することと、公務員労働者は実は統治の一部を担っているということを自覚してはどうかということをあげたい。人々がそこで幸せに暮らせるかどうか、この苦難を乗り切れるかどうかということも、ひとりひとりの公務員のセンス、判断、交渉力、政策を練り上げていく力に関わっているのである。このため、どこにどのような人々のニーズがあるかについて鋭敏な察知力が求

められる。それは住民との普段からのつきあいの中で自然に察知できるものだと思う。難しいことではない。問題は、それを政策化していくこと。そのために自治労があり自治研がある。

測定されていないニーズは意外なところにたくさんある。ゼミでエコマネーを持ってきて、貯まったエコマネーと交換に「単位をください」といった学生がいた。どこで何をしてきたかと聞いたらば、犬の散歩代行であった。犬は飼いたいが、散歩に連れて行くには足腰がつらいということで、エコマネーで学生に代わって散歩させるのである。私は、これは公共性の高いサービスであると考えている。犬を飼うのならば自分で始末をしろというのは健常な人に対する言葉である。

日本は、ひとり暮らし高齢者が主流になる時代に入ってきており、夫婦のみと単身世帯が45%を超えてしまってきている。高齢者に限れば7~8割がこれに該当する。かつては、夫婦、子ども二人というのがモデル世帯であったが、今は人口構成がいびつになってきており、このままでは、公共性として誰も察知してくれない領域の苦難が人々を襲っても放置されるかもしれない。それをどうやったら人々が少しでも満足して、よりよく暮らせるようになるであろうかということを、ひとりひとりが市長になったぐらいの気持ちでまちや人々を眺めるということが、ガバナンスの一部を担っていく公務員の姿でなければ対応が難しくなってくるのではなかろうか。

ジャワ島中部地震 被災者支援のお願い

5月27日早朝、インドネシア・ジャワ島中部ジョグジャカルタ付近で大地震が発生し、5千人を超える死者、1万人以上の負傷者、約10万軒が全半壊するなど大きな被害が出ました(5/31現在)。草の根援助運動では、10年以上にわたりジョグジャカルタ近郊の農民や女性の自助グループ、女性の政治的・経済的権利の向上に取り組むNGOへの支援を行ってきました。

これまで、何度も訪問し、交流を続け、信頼関係を気づいてきた現地住民と多くの被災者のため、被災者支援の緊急カンパを届けることに致しました。詳細につきましては、逐次最新情報を草の根援助運動のHP上で公開してまいります。ご協力お願い致します。

【カンパお振り込み先】

①郵便振替 00210-6-35576

口座名義 P2バレンタイン ※通信欄に「ジャワ地震」と必ずご明記ください

②銀行口座 中央労働金庫 杉田支店(普) 7027436

名義人 特定非営利活動法人 草の根援助運動

(トクテイヒエイリカツドウホウジン クサノネエンジョウンドウ)

※振込人名に「ジャワジシン」と必ずご明記ください。

【お問い合わせ】 特定非営利活動法人草の根援助運動 (People to People Aid : P2)

〒235-0036 横浜市磯子区中原1-1-28 TEL 045-772-8363 FAX 04-774-8075

E-MAIL : office@p2aid.com URL : <http://p2aid.com>

「行政改革推進法」・「市場化テスト法」が成立

— 「官から民へ」を原則に行政の減量を目指す—

編集部

1 はじめに

5月26日、参議院本会議において「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(以下「行政改革推進法」)および「競争の導入による公共サービスの改革法案」(以下「市場化テスト法」)等関連法が可決された。

小泉内閣は、「行政改革推進法」を今通常国会の最重要法案として位置付け、成立に全力をあげてきた。この法律は、本年の9月に退任を表明している小泉首相にとっては、いわば「小泉構造改革」の総仕上げの意味を持っている。あわせて、小泉首相の後継者に対して「小泉構造改革」を継承することを法律で義務付けるものともいわれている。

この法律の目的は、国・地方を問わず公務員の総人件費を削減することにあるが、あわせて独立行政法人、特殊法人等公務に関連する労働者のすべての人件費削減を目的にしている。同時に、あまり議論になっていないが、政府系金融機関の縮小・民営化や、特別会計の統合や独法化、政府の資産の処分など国民生活にも大きな影響があると予想される課題もふくまれている。

2 法律の構成

第一章 総則
第二章 重点分野及び各重点分野における改革の基本方針
第一節 政策金融改革
第二節 独立行政法人の見直し
第三節 特別会計改革
第四節 総人件費改革
第五節 国の資産及び債務に関する改革
第六節 関連諸制度の改革との連携
第三章 行政改革推進本部

3 法律の概要

- (1) 政策金融改革
現在、8つある政府系金融機関を2008(平成20)年度までに整理・統合して一つにする。
- (2) 独立行政法人の見直し
「国の歳出の削減を図る見地から」独立行政法人の見直しを行う。
- (3) 特別会計の整理・統合
現在31ある特別会計を06年度から5年間かけて統廃合して、半減する。
- (4) 総人件費改革
国家公務員、地方公務員、独立行政法

人、国立大学法人等、特殊法人、認可法人の人事費総額の削減を行う。

ア 国家公務員については

- ・10年間で対GDP比で人件費半減
- ・5年間で定員を約5%以上の純減を達成する。

イ 地方公務員については

- ・5年間で定員を約4.6%以上を純減する。

(5) 資産の処分

国の資産額のGDP比を10年間で半減するために国有資産の売却、剩余金の見直しなどを行う。

1 政府系金融機関：商工組合中央金庫、国民生活

金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行

4 基本理念は「官から民へ」

(1) 基本理念は「官から民へ」

法案の基本理念は、国際競争力を強化し、豊かな社会をつくるためには、「民間の活力が最大限に發揮されるようになることが不可欠」であるとの前提に立って、国や自治体の仕事を「民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること」ならびに「経費を抑制して国民負担の上昇を抑えること」とある。

(2) プログラム法

この法律は、「『プログラム法』であり、改革の実施には別途、個別の法律を成立させる必要がある。しかし、法律には政府が今後、具体的に改革案を実施する際の基本方針、推進方法が規定されており、改革の道筋を示して、それを継続させる役割を担った」(公明新聞 060315) ものと位置付けられて

いる。従って、中馬行革担当大臣も「統合後の制度設計はこれから」と国会答弁している。

5 国家公務員の純減は約3万4千人

(1) 国家公務員の削減目標

国の行政機関には約332,000人の公務員がいる。これに自衛官(252,000人)、独立行政法人(69,000人)、国会・裁判所(31,000人)を含めれば約684,000人の国家公務員となる。これを5年間で5%削減するとなれば、総計で約34,000人以上削減しなければならない。

5月30日に出された「行政減量・効率化有識者会議」の行政機関職員の削減目標は、19,644人(約6%)で5%を大きく上回っている。

(2) 「整理解雇はしない」

政府は、こうした目標を実現するための基本原則として「整理解雇はしない」と国会で答弁している。6月には安倍官房長官を長とする「雇用調整本部」の設置をはじめ基本方針が出されることになっているが、独立行政法人への移行、新規採用の抑制、省庁間の配置転換等で実現する方針である。

(3) どうなる非公務員の雇用

また、公務員ではない非公務員型独立行政法人(63,000人)、国立大学法人(118,000人)、に対しても5%削減を義務付けることになっている。さらには、政府系金融機関は8つを1つに統廃合する方針だが、そこで働く約15,000人の労働者の雇用はどうなるのかも不明な状況にある。

6 地方公務員の削減目標も上乗せ

(1) 既に減少続く地方公務員

地方公務員の総数は、現在約 304 万人で、1994 年をピークに一貫して減り続け、この 10 年間では約 23 万人（約 7 %）減少した。

中でも、教員は、少子化の影響をうけてこの 10 年間で 124,000 人（10%）減少している。また、都道府県の一般行政職員は、財政の危機がいわれる中で合理化の対象とされ、この 10 年間で 45,000 人（約 14%）削減された。

さらに、市町村段階でも 1997 年をピークに減少がはじまり、2000 年以降その減少数が大きくなっている。

(2) 国に先行して削減目標が策定済

全国の自治体では、05 年 3 月に改定された総務省の「新地方行革指針」にしたがって、人員や給与等人事費削減方針を盛り込んだ「集中改革プラン」を策定している。

総務省が公表した 05 年 4 月から 5 年間の定員削減目標によれば、都道府県 4. 6%、指定都市 9. 3%、市区町村 8. 0% で、全体平均では 6. 2% となっている。未だ計画が策定されていない自治体もあるが、国を上回る目標となっている。

7 政府系金融機関は 8→1 に

政府系金融機関の改革方針は、政府の「行政改革の重要方針」で次のようにになっている。

1. 機能の限定（①中小零細企業・個人資金調達支援、②国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、③円借款）、
2. 貸出残高の対 GDP 比半減、3. 日本政策投資銀行は完全民営化、4. 商工中金は完

全民営化、5. 公営企業金融公庫は廃止。資金は市場もしくはその他金融取引から調達する、6. 国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行は統合して存続。

8 31 特別会計を統廃合し半減

国の特別会計は、現在 31 ある。予算総額は、225 兆円（純計）で一般会計予算（約 79 兆円）に比して約 3 倍にあたる。この予算はこれまで国会審議も十分に行われず、政・官の癪着の温床とまでいわれ、長らくその改革の必要性が指摘されていた。塩崎正十郎前財務相の「母屋ではおかゆを食べ、離れではすき焼きを食べている」は有名だが、かつて自分が財政大臣であったことを棚にあげられては困る。

今回の法律では、向こう 5 年間で統合、独立行政法人化、一般会計化などで二分の一から三分の一に減少する、という方向が示されているが、別途「特別会計整理合理化法（仮称）」が平成 19 年を目途に国会に提出されることになっている。今後の行方をしっかりと見ておく必要がある。

【特別会計見直し方針】

- 道路整備・治水、港湾整備、空港整備、都市開発資金融通→平成 20 年度までに統合
- 電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策→平成 19 年度までに統合
- 厚生保険、国民年金→平成 19 年度までに統合
- 船員保険、労働保険→移管および統合
- 食糧管理、農業経営基盤強化措置→平成 19 年度までに統合
- 自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録→平成 20 年度に統合
- 農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険→平成 20 年度までに統合検討
- 産業投資→廃止一部勘定は財政融資資金に移管

- 国営土地改良事業、登記、特定国有財産整備→一般会計に統合
- 国立高度専門医療センター→平成 22 年度廃止
- 森林保険→平成 20 年度までに独法化
- 国有林野事業→一般会計統合・独法化
- 地震再保険、貿易再保険、特許、国債整理基金、外国為替資金、交付税及び譲与税配付金→当面存続

「市場化テスト法」も成立

1 民間にできることは民間に

いわゆる「市場化テスト法」が「行政改革推進法」と同時に成立した。法律は、九章 56 条からなっている。この法律の趣旨（第 1 条）は、国および自治体の業務について「民間にできることは民間に委ねる」を原則にして見直し、「官民競争入札又は民間競争入札」を導入することによって「公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る」ための対象の業務や導入のための諸手続等必要な事項を定めことにある。

2 自治体における「市場化テスト」の対象業務

今回の法律では、自治体にあって「官民競争入札または民間競争入札」の対象とができる事業は、以下の証明書等の交付請求の受付と引渡しに限定されている。（第 34 条）

- 戸籍謄抄本、除籍謄抄本
- 外国人登録原票の写し、住民票記載事項証明書
- 納税証明書
- 住民票の写し、住民票記載事項証明書

- 戸籍の附票写し
- 印鑑登録証明書

3 自治体が実施するか否かは首長が決定

自治体は、これらの業務について「競争入札を実施することも義務付けられておらず、それを実施するかどうか、その範囲をどうするかも自治体の判断に委ねられる」（人見剛「月刊自治研 06 年 4 月号 P34」）となっており、法律は強制していない。

それぞれの自治体で「市場化テスト」を導入するか否かの判断が求められている。

4 対象業務の拡大はこれから

以上みたように、今回の法律では、自治体の対象業務はきわめて限定的である。この法律が公共サービスの民間化の「切り札」といわれてきたが、既に自治体では、現業業務の民間委託や「公の施設」に対する指定管理者制度が導入されている。今回の「市場化テスト法」の対象業務はせまい。これでは効率化（経費・人員の削減）効果も小さいように見える。

しかし政府の方針では、「上記以外の地方公共団体の業務についても、今後、地方公共団体や民間事業者の提案等を踏まえつつ、市場化テストが可能な業務があるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次、必要な措置を講じる」（「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」06 年 3 月 31 日閣議決定）どうたわれている。

今後、今回の法制定を踏まえて、「公共サービス」のいわゆる「市場化＝民間企業化」が拡大していくことが予想されるところである。今後の運用の仕方、対象業務拡大の可能性などさらに行方を見定める必要がある。

藤沢市のごみ処理有料化の先送りについて

編集部

藤沢市でかねてから導入が計画されていたごみ処理の有料化が先送りになった。ごみ処理有料化の条例改正案の市議会6月定例会への提出が予定されていたが、提出を見送ることとなった。

藤沢市では、以前からゴミ排出量の削減、ゴミ減量に努力する市民としない市民との公平性の確保、家庭系ゴミと事業系ゴミとの区分を目的に、ごみ処理有料化の導入の必要性が指摘され、市長からの諮問により2004年11月から「藤沢市廃棄物減量等推進審議会」において議論が行われてきた。

審議会では、これまでのごみ処理の実態、財政面、藤沢市ごみ有料化とごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査、パブリックコメントなどを踏まえて議論がされた。

可燃ゴミ排出量については、平成12年度以降は少しずつではあるが減少傾向をたどっており、資源回収量も年々増加している（図参照）。清掃費は平成15年度までは増加傾向であったが、平成16年度は減少していた。

アンケートでは、ごみ処理有料化の意見として、「実施すべきでない」が41.2%と最も多く、「条件が整えば実施しても構わない」という条件付きの回答が40.5%と次に多く、この2つで8割以上を占めており、すぐにでも導入するべきであるとの認識の市民はほとんどいなかった（表参照）。パブリックコメントでも、同様に反対意見と条件付きの賛成意見が多かった。

これらを踏まえて審議会は、「経費負担や実施時期等を含め、市民との合意形成を図るこ

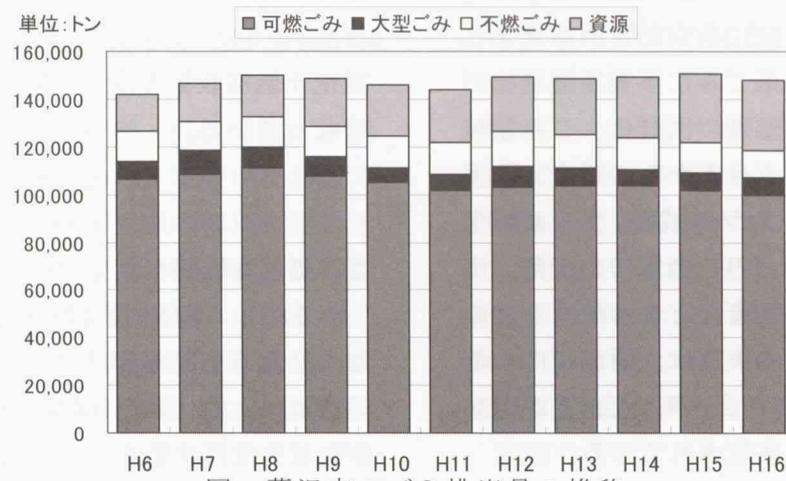


図 藤沢市のゴミ排出量の推移
資料：藤沢市環境管理課資料（HP）

n=7890	(%)
実施してもかまわない	6.4
条件が整えば実施しても構わない	40.5
実施すべきでない	41.2
どちらでもよい	5.0
よくわからない	5.8
無回答	1.1

表 家庭ごみ有料化についての意見

資料：藤沢市ごみ有料化とごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査（2005年）結果

とを前提に、ごみ処理の有料化の導入はやむを得ないと結論に達した」と答申を出した。

この答申を踏まえて、市長は2007年4月からごみ処理有料化を導入すべく、議会提案を計画していたが、議会内に慎重論が多いことや、行政からの説明が足りない、税の二重取りになるとして、住民が署名活動、市民集会をするなど反対が多いために、条例改正案の提案を見送ることとなった。

また、ごみ処理有料化に先駆けて、2006年4月から可燃ごみと不燃ごみの回収がこれまでのステーション方式から自宅前（集合住宅などはそれぞれが持っているステーション）での個別収集へと試験的に変わった。試験的実施は、東京都日野市や八王子市の事例を参考に、2005年7月に市の北部の拠点である湘南台地区で先行的に実施されてきており、それを拡大させるかたちとなった。

個別収集化は、答申の中にも盛り込まれており、有料化に伴う排出者責任を明確化するため、また近年家庭系ごみに事業系廃棄物が混在することによる処理の困難化、ごみ集積所における不公平感（自宅からの近さ、監視役の持ち回りなど）、カラス被害、少子高齢化や女性の社会進出などの社会情勢の変化、市境などにおける不法投棄などを解決するために入選された。試験的実施は、藤沢市内の約1/5にあたる109自治会（町内会）、29,436世帯をモデル地区に実施されている。

湘南台地区における試験結果では、収集時間は個別収集になったことで、最大で25分の

時間が余計にかかるようになったが、この程度であれば、費用的には全く変わらないとのことである。収集量では、個別になったことにより不燃ごみが約4割減少し、その分プラスチック製容器包装やボロ（布）などが増加したというように、分別意識の向上が図られたという効果が上がっている。また、カラスの被害が減ったことにより、まちの美化にも効果がみられる。

一方で、他のごみについての実施の可否、ステーション方式の時に自治会や町内会が管理をしていたことから、自治体より支払われていた還元金が減少することによる自治会や町内会との関係についてなどが課題としてあげられている。

このように一定の効果が上がっているといえ、藤沢市では、2006年度の試験的実施を経て、2007年度から本格的に導入予定であったが、ごみ処理有料化の先送りにより、個別収集の実施継続についても議論となっている。有料化の先送りにより個別収集の導入も延期すべきであるという意見と、ごみ処理有料化と個別収集化の考え方は別であり、個別収集は導入すべきであるという意見があり、結論は先送りとなっている。

なお、全国では、約半数の自治体でごみ処理有料化が導入されているが、神奈川県内では唯一、2006年7月から大和市がごみ処理有料化と個別収集の双方を同時に導入することとなっている。

資料

ごみ処理有料化の導入について答申書、平成17年11月、藤沢市廃棄物減量等推進審議会、ごみ処理有料化の導入に関する基本的な考え方について、藤沢市環境部、個別収集住民収集説明会資料、藤沢市環境事業センター。

Topics・トピックス・とびっくす

地方 6 団体「新分権検討構想委」中間報告で地方共有税を提案。

地方 6 団体の「新地方分権構想検討委員会」が、5月 11 日に中間報告を発表した。内容は、地方行財政会議の創設、地方共有税・地方共有税調整金の新設、国庫補助負担金の件数の半減、国と地方の関係の総点検、財政再建団体の基準の透明化、新地方分権推進法の制定など 7 項目を含み、地方分権の基本的な視点

とあわせて、その重要な基盤のひとつになる税財政改革についての提言をすることをねらいとしている。

今後はこの中間報告を踏まえ、政府の「骨太の方針 2006」への反映を目指すとともに更なる議論をし、本年 12 月を目途に「分権型社会のビジョン」として最終報告をまとめる。

「地方分権懇」最終報告案が発表され、地方債の完全自由化、再生破綻法制の整備、新型交付税の導入などを提案。

竹中平蔵総務大臣が設置した「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会」が 5 月 26 日に、最終報告案を発表した。4 月に発表された中間報告を一部修正した。

内容は、新分権一括法の提出、地方債の完全自由化、再生破綻法制の整備、税源配分の見直し、新型交付税の導入などの交付税改革、補助金改革、地方の歳出削減・歳入面での検討、情報開示の徹底・ガバナンス強化・地方

公務員の総人件費の削減などの地方行革、市町村合併や道州制の導入による都道府県と市町村の関係に見直しなど、国に依存することなく地方が自由と責任を持って自立できるよう水平対等へと転換し、地域の個性と活力に溢れた地域をつくることをねらいとしている。

今後は、自治体と調整の上 6 月上旬に提出し、国の「骨太の方針 2006」に盛り込むことを目指している。

【保育園民営化】

横浜市立保育園の民営化取り消し訴訟判決で市に賠償命令が下される。

横浜市は控訴へ。

横浜市丸山台保育園、鶴ヶ峰保育園、岸根保育園、柿の木台保育園の 4 施設が民営化で廃止されたことにより、児童の権利が侵害されたとして、2004 年 4 月に保護者と園児ら 67 人が横浜市を相手取り、廃止処分取り消しと各家族に 20 万円の損害賠償を請求した訴訟判決が 5 月 22 日に下され、横浜地裁は原告 28 世帯に計 280 万円の損害賠償支払いを命じた。しかし、廃止処分の取り消しについては、民営化の実施時期が決定事項として説

明されたため大方の保護者の承認が得られておらず説明不足であったことや、引き継ぎ期間が 3 ヶ月と短かったことから保育園の民営化に対して「違法」としながらも、「すでに保育所では新たな保育環境が形成されており、取り消しは新たな秩序を破壊し、無用な混乱を引き起しかねない」として棄却した。

同様の訴訟は、大阪府や北海道などで 4 件あるが、行政手続の違法性を認めたのは、今回が初めてである。

この判決を受けて、中田宏横浜市長は「保護者への説明会は1年前から提案し、実施していたが、保護者の方が反対としてボイコットされたので話し合いにならなかった」とし、今後についても「控訴する方向で考えている」と会見した。その後、市議会で控訴提起案が賛成多数で可決され、6月2日に地裁判決を不服として東京高等裁判所に控訴した。

「市町村合併後のまちづくり」をテーマに全国自治研センター・研究所交流会が開催される。

2006年3月31日、4月1日に大分県姫島村で2005年度全国自治研センター・研究所交流会が開催され、全国から総勢66名が参加した。

初日は、姫島村の離島センター「やはづ」において、開会、主催者、地元の挨拶の後、藤本昭夫姫島村長により自立を選択した姫島村の現状および取り組みについて記念講演が行われた。その後、今村都南雄財団法人地方自治総合研究所所長により「第28次地方制度調査会答申と今後の地方自治」というテーマで基調講演がされた。さらに、パネル討論として「市町村合併後のまちづくりの課題と展望」というテーマのもと、上林得郎社団法人

県内では、川崎市でも市立小田中保育園と小田中乳児保育園の指定管理者制度導入による民営化を進めており、引き継ぎ期間などについて住民との協議が行われている。横浜市の判決が、川崎市の今後の協議にも少なからず影響を及ぼすことが考えられ、全国的にも経費削減による民営化が進んでいる中で、この判決が大きな指針となりそうだ。

「市町村合併後のまちづくり」をテーマに全国自治研センター・研究所交流会が開催される。

神奈川県地方自治研究センター理事長をコーディネーター、辻山幸宣財団法人地方自治総合研究所主任研究員をコメントーターに、大分県、新潟県、長野県の各センターから、各県の市町村合併の実施状況と合併後の現状についての報告が行われた。その後、ロッジ姫島にて懇親会が行われた。

2日目は、フィールドワークとして、「昭和」にスポットをあてたまちおこしの取り組みで注目されている豊後高田市の昭和の町並みと国宝に指定され九州最古の木造建築である富貴寺を見学した。

【基地問題】

自治体学会初の基地問題に関する分科会が開催される。

5月27日に横浜市開港記念会館で、第20回自治体学会・神奈川大会プレフォーラムin横浜～自治体学会関東フォーラム～「市民の政府を創るー神奈川からつくる自治のかたち」が開催された。まず、全体会として松沢成文神奈川県知事から挨拶の後、田村明大会実行委員長による基調講演「自治体学とく市民の政府>」が行われた。

その後、5つの分科会に分かれて討論が行われた。第5分科会では、自治体学会では初となる「市民自治と基地～自治体のまちづくりの視点から」という基地問題に関するテー

マで、鳴海正泰横浜自治研センター理事長をコーディネーターに、角井基横須賀市市議会議員、塔本正子逗子市市議会議員、田巻一彦NPO法人・ピースデポ理事、辻山幸宣財団法人地方自治総合研究所主任研究員をパネラーとして討論が行われた。パネラーからは、自治体の役割、市民の参加、跡地計画などについて問題提起が行われた。

引き続き、本大会での討論の内容を踏まえ、8月25日に行われる自治体学会第20回大会でも分科会が開催される。

編集後記

三位一体の改革の第1弾が終わろうとしており、国と都道府県、さらには市町村との関係について活発な議論が展開されています。また、基礎自治体においては、地方交付税が削減されるなど、財政的に厳しくなり、さらに社会保障費などの負担が重たくなる中で、規制改革による民間委託や人件費削減などが全国で進められています。こうした中で公共サービスのあり方が問われています。そこで、当センターでは、自治労神奈川県本部との共催による第42回地方自治研究神奈川集会のオープニング集会において、財団法人地方自治総合研究所の辻山幸宣先生に「小さな政府」論と規制改革による自治体および自治労の役割について報告をいただきました。本号では、その報告を中心にまとめました。

5月には、地方6団体の「新地方分権構想検討委員会」、竹中平蔵総務大臣が設置した「地方分権21世紀ビジョン懇談会」からそれぞれ報告書が提出され、地方分権改革に関する提言がなされました。今後は、政府の「骨太の方針2006」も含めて、更なる議論となることが予想されます。本誌では、より良い地方分権が進むための議論となるよう、今後も情報提供に努めて参りたいと思います。

(辻山輝雄)

2006年6月20日

自治研かながわ月報第94号(2006年6月号, 通算158号)

発行所	社団法人 神奈川県地方自治研究センター
発行人	上林得郎 編集人 勝島行正 定価1部 500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表) FAX 045(251)3199
	http://kjk.gpn.co.jp/ E-mail:kjk@gpn.co.jp
振替口座	中央労働金庫横浜支店 1195174 横浜銀行 横浜市庁支店 0709629

会員になるには

1. 誰でも会員になります。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月600円のどちらかを選び、1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・120~150ページ定価650円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。